

議案第11号

富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立自転車駐車場条例（平成4年条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市立自転車駐車場の利用方法の変更等に伴い、富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前条に規定する」を削る。

第6条の見出しを「（供用時間等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

自転車駐車場の供用時間は、終日とする。この場合において、ふじみ野駅東口市立自転車駐車場及びふじみ野駅西口市立自転車駐車場に入場し、又は出場することができる時間は、午前4時20分から午前1時30分までとする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、指定管理者は、自転車駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は利用者の利便に資すると認めるとき（当該管理上支障があると認めるときを除く。）は、市長の承認を得て、入場し、又は出場することができる時間を変更することができる。

第15条を第17条とする。

第14条第1項中「駐車させている」を「駐車している」に、「撤去及び」を「撤去し、及び」に改め、同条第2項中「撤去及び」を「撤去し、及び」に、「第9条第1項」を「同条例第9条第1項」に、「第14条第1項」を「第16条第1項」に、「第10条第1項」を「同条例第10条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とする。

第12条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を還付することができる。
 - (1) 第8条第1項後段又は第9条第1項後段の規定による変更により、許可を受けた期間が1月以上短縮されたとき。
 - (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、自転車駐車場を利用することができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「利用の許可を受けた際に」を「第7条に規定する利用の単位に応じて」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「利用の」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第7条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に、「一」を「いずれか」に、「又は利用の」を「又は」に改め、同項第1号及び第3号中「利用の」を削り、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（許可の更新等）

第9条 前条の規定による許可を受けた者が、その期間の満了後も自転車駐車場の定期利用をしようとするときは、更新後の単位及び利用についてあらかじめ指定管理者による更新の許可を受けなければならない。当該許可の更新をしようとするとき、又は更新に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定により自転車駐車場を利用することができる期間は、前条第1項前段の許可による利用開始日の前日から起算して、3年を経過した日以後最初の3月31日までを限度とする。

第7条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「を利用」を「の定期利用を」に、「また、許可」を「許可」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項前段の許可は、前条各号のいずれかの単位の利用とする。ただし、利用開始日がその属する月の11日以降の場合における単位は、1月利用に限る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用の区分）

第7条 自転車駐車場の利用の区分は、1回24時間以内を単位とする利用（以下「一時利用」という。）又は次に掲げる単位の利用（以下「定期利用」という。）とする。

(1) 1月利用 利用開始日から当該日が属する月の末日まで

(2) 3月利用 利用開始日から当該日が属する月の翌々月の末日まで

(3) 6月利用 利用開始日から当該日が属する月の5月後の月の末日まで

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に、「1月」を「1月利用」に、「3月」を「3月利用」に、「6月」を「6月利用」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学し、又は通園している者をいう。
- 2 一般とは、学生以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市立自転車駐車場条例第7条の規定により、自転車駐車場の定期利用に係る許可を受けている者は、この条例による改正後の富士見市立自転車駐車場条例第8条の許可を受けた者とみなして、同条例の規定を適用する。
- 3 前項の規定により、改正後の富士見市立自転車駐車場条例第8条の許可を受けた者とみなされる者についての同条例第9条第2項の規定の適用については、同項中「前条第1項前段の許可による利用開始日の前日」とあるのは、「令和7年6月1日」とする。